

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

京 都 府

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

1 基本目標	3
2 施策展開の視点	3
3 施策展開の方向	4

第3章 犯罪被害者等の支援

1 基本目標	7
2 施策展開の視点	7
3 施策展開の方向	7

第4章 計画の推進

1 推進体制の整備	9
(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進	
(2) 犯罪被害者等の支援	
2 計画の具体化	10
(1) アクションプランによる具体化	
(2) 犯罪のない安心・安全なまちづくり事業の進め方	

参考

1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 委員名簿	11
2 検討経過	11
3 犯罪情勢	12

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の背景

▷背景1 条例制定とそれ以降の取組経過

犯罪等により府民生活の安心・安全が脅かされ、また、犯罪被害者等に対する支援や社会における理解が十分とはいえない状況を踏まえて、平成16年12月、京都府議会において全会派一致により、議員提案による初の政策的内容の条例として、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」（平成16年条例第42号、以下「条例」という。）が制定されました。

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」は、この条例に基づき、京都府が犯罪のない安心・安全なまちづくりと犯罪被害者等に対する支援に関する総合的な施策を実施するために、平成17年12月に5箇年計画として策定し、平成22年には平成27年度までの計画として改定したものです。

さらに、この計画を具体化するため、アクションプランを策定し、取組を推進してきました。

当該計画の基本目標である「平成27年までに刑法犯認知件数を3万件台半ばまで抑止すること」を達成したことから、これまでの取組成果を踏まえつつ、社会情勢の変化に対応していくため、新たに計画を改定するものです。

▷背景2 犯罪等に関する社会情勢の変化

①犯罪等の情勢

京都府における刑法犯の認知件数は、平成14年(65,082件)をピークとして減少傾向にあり、平成25年には31,944件まで減少しました。しかしながら、刑法犯認知件数の増減率は、平成23年マイナス10.5%、平成24年マイナス13.1%であったところ、平成25年はマイナス2.8%と下げ止まりの状況も見られる中、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい等の街頭犯罪の発生が高水準で推移しており、また、高齢者をねらった振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害額が過去最悪を更新するなど、犯罪情勢は依然として厳しい状況にあります。

さらに、子どもや女性を対象とした凶悪犯罪や性犯罪、性犯罪の前兆と見られる子どもへの声かけ事案等も多発するなど、社会に大きな不安を与えています。

②犯罪等をめぐる社会情勢

世界に比類のない経済発展を遂げたわが国は、快適な生活環境を実現した一方、少子・高齢化等による核家族化や高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、また、都市環境の急激な変化や情報の氾濫などが、個人のライフスタイルや価値観に影響を与え、他人の迷惑を省みないなど社会的な規範意識が低下するとともに、家庭での親子間のコミュニケーションの減少や地域において近所づきあいが少なくなり他人へ無関心となるなど、人間関係が希薄化し、家族関係をはじめ、地域における絆が弱まっています。

この結果、従来、地域社会が持っていた犯罪に対する抑止機能が低下しています。

さらに、ICT（情報通信技術）の急速な普及は、人と人とのコミュニケーションの形を変え、インターネットが日常生活に必要不可欠な社会基盤として定着する中で、違法・有害情報の氾濫や不正アクセスの頻発、さらにはSNSを通じて青少年が性犯罪の被害者となったり、いじめやトラブル等に巻き込まれる事案が見られるなど、大きな社会問題となっています。

一方で、近年の刑法犯認知件数の減少は、警察署や交番・駐在所の再編整備など警察力の充実とともに、府民協働防犯ステーションの全交番・駐在所への設置や子ども・地域安全見守り隊に代表される地域防犯ボランティアの積極的な活動等による防犯活動の活性化の両輪によるものであり、地域の絆を再生する取組が、犯罪の起こりにくい社会の実現に結びつい

ているものと考えられます。

しかしながら、防犯ボランティア活動も、メンバーの高齢化や固定化、意欲の低下などの課題を抱える地域もあり、多様な層のより多くの府民や近年拡大しつつあるCSR活動（社会貢献活動）に取り組む事業者の参画を促進し、横断的な連携により様々な地域課題に対応できるしくみづくりが求められています。

▷背景3 京都府の特性

京都府には、多くの地域で、町内会組織など従来から培われてきたコミュニティが根付いているほか、大学も多く、学生による先駆的な防犯活動も行われています。平成19年度から始まった京都府地域力再生プロジェクトにより、多くの府民主体の活動が生まれてきたほか、平成21年度から開始された府民公募型安心・安全整備事業では、地域の安心・安全を自らの課題として捉え、行動する気運が高まりました。

一方、歴史的な神社仏閣が数多く、世界有数の観光や、国際コンベンション都市として海外からも多くの訪問者があるため、安心・安全の確保が特に必要となります。学生などによる活動とともに、今後のコミュニティのあり方を意識しながら、活発な防犯活動を展開していくことが重要です。

また、犯罪被害者等の支援では、大学などにおいて被害者や臨床心理の研究が進んでいることから、先駆的な民間活動団体や被害者自助組織の活動があり、全国的にも注目すべきものとなっています。

▷背景4 犯罪被害者等の置かれた状況

様々な犯罪等の発生により、誰でも犯罪被害者等となる可能性が高まっている中、平成16年12月には犯罪被害者等基本法が制定され、平成17年12月には犯罪被害者等基本計画が決定されました。また、京都府においても犯罪被害者サポートチームによる連携強化や平成26年4月には府内全市町村における被害者支援に特化した条例が制定されるなど、犯罪被害者等施策は着実に進展してきましたが、犯罪被害者等に対する社会の理解や支援は未だに十分ではありません。

2 計画の位置付け

▷位置付け1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例に基づく計画

犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況などを踏まえつつ、府、市町村、府民が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するとともに、犯罪被害者等の支援では、犯罪被害者等基本法や条例などに基づいて、府の状況に応じた施策が実施できるよう、条例第3条に基づいて計画を策定します。

▷位置付け2 京都府の上位計画との整合

平成27年以降の京都府の新たな基本計画となる「明日の京都」中期計画の中で、安心・安全なまちづくりに係る分野の実現に向けた重要な取組のひとつとして、その方向性を示すものです。

3 計画期間

平成27年度から平成30年度までの4年間

犯罪情勢等の社会状況に的確に対応して、必要に応じた見直しを行います。

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

1 基本目標

犯罪を未然に防止するため、府民の安全に対する意識を高めるとともに、府、市町村、府民が一体となって、犯罪が起こりにくい地域環境づくりを推進し、地域の防犯力を向上させ、刑法犯認知件数を3万件以下に定着させることを目指します。

2 施策展開の視点

▷視点1 地域住民等の参画と協働

犯罪を防止していくためには、警察の警戒・検挙活動を強力に推進することはもちろんですが、行政機関が地域住民の多様な活動を防犯の視点で支え、協働していく必要があります。地域住民においては、一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」との意識を持つとともに、地域の安全は地域で守るため、住民や事業者が地域の一員であることを自覚し、地域を守る活動に関わっていくことが必要です。また、府民協働防犯ステーション等での地域の防犯活動において、様々な専門的知識・技術を持つNPOの活用や、特に、大学の多い京都では、大学・学生も地域社会の一員としての役割を果たしていくことが期待されています。

このためには、防犯意識の向上に向けた広報・啓発をはじめ、地域住民や事業者が活動を進めるための防犯情報を共有することが重要です。

▷視点2 人材確保と組織・団体間の情報共有、ネットワーク化

生命、身体、財産等を犯罪から守る地域の防犯活動が活発に行われるためには、地域の防犯推進委員や少年補導委員などの防犯関係ボランティア、事業所、NPO等に加え、新たな防犯活動の担い手として、学生や退職後も自らの知識や経験を活かした地域貢献に意欲のある企業OBなど、活動を主導し、協力していく人材の確保・育成が必要です。

また、それらの人々と行政が連携するとともに、組織・団体間の情報共有とネットワーク化や協働した取組が必要です。

▷視点3 地域性を踏まえた展開

地域の防犯活動を進めるに当たっては、都市部、都市近郊地域、農山漁村地域といった京都府の地域性ととともに、学生や観光客等、多くの来訪者のあることなどを踏まえる必要があります。

また、地域で行われる防犯活動については、その主体や形態はさまざまであり、地域で培われてきた活動のノウハウなどを生かしながら、情報の交換などにより新たな取組も実施できるよう、幅広く柔軟に展開していくことが必要です。

▷視点4 地域におけるコミュニティの強化

防犯については、犯罪の被害に遭わないようにするためだけではなく、犯罪を起こさせないよう、コミュニティにおけるつながりを強めることにより府民力を向上させていく必要があります。そのため、日常の親子のふれあいやしつけなど基本的な養育を行う家庭が担う役割は非常に重要であるとともに、日頃の隣近所とのつきあいや行事等を通じた地域の絆も大切です。親子間のコミュニケーションをはじめ、子どもや高齢者と地域の人々との交流などにより、個人、家族、地域のつながりを深めて、地域としての力を強めていくことが必要です。

▷視点5 美しい地域環境の創造

地域環境が悪化している地域については、各種の犯罪を誘発・助長する面があることから、まちの美化運動の推進などにより、犯罪等が起こりにくい安心・安全が目に見える地域環境を創造していくために、関係機関、団体等が連携して対応する必要があります。

▷視点6 犯罪の対象になりやすい子どもや女性、高齢者等の安全の確保

犯罪被害に遭わないために、基本的には「自分の安全は自分で守る」ことが大切ですが、子どもや女性、高齢者等は、どうしても犯罪の対象になりやすいので、防犯活動の展開に当たっては、これらの人々の安全を確保していくことが重要であり、そのためには女性の視点と力を活用した地域力の向上や、防犯環境の整備促進など、特別の配慮が必要です。

▷視点7 基本的人権への配慮

生命、身体、財産等を犯罪から守る防犯活動を進めることは、とりもなおさず基本的人権を守ることとなりますが、同時に、その推進や防犯機器の設置等に際しては、人権への配慮が必要です。

▷視点8 総合的な行政の対応、市町村等との連携

犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けて、地域住民が主体となった活動を推進し、継続していくためには、行政機関が支え、協働していくことが不可欠です。

このため、警察の活動はもとより、関係行政機関が横断的、総合的な取組を行うことが重要であり、とりわけ、犯罪の発生件数が多い都市部等においては、警察、京都府、市町村等関係行政機関と住民等が連携して、総合的な取組を重点的に展開することが重要です。

3 施策展開の方向

▶方向1 地域における防犯活動の推進

地域防犯の要である交番等を核とした住民・行政の協働拠点「府民協働防犯ステーション」を中心として、地域住民が行う多種多様な防犯活動を進めるに当たり、資機材等の提供に加え、セーフコミュニティの考え方に基づいた防犯活動や地域課題に応じたコーディネーターの配置、大学や地域の事業者、NPO等の関係団体のネットワーク形成等の取組に対して支援をすることにより、地域の実状に応じた防犯活動が取り組まれるようになります。

また、犯罪等が起こりにくい安心・安全が目に見える地域環境を創造するなど、活動が府民全体の運動となるよう高めていきます。

▶方向2 子どもの安全の確保

犯罪の対象となりやすい子どもについて、学校等における防犯教育を通じて「自分の安全は自分で守る」意識を身につけさせるとともに、通学路や公園などの遊び場等における防犯環境の整備、これらの場所における見守り、防犯パトロールを自主的に行うボランティアを養成します。

また、「こども110番のいえ」などの緊急避難場所については、警察、学校関係者、府民協働防犯ステーション等との連携による点検確認活動を行い活性化及び拡充を進めるとともに、地域で子どもに教え、守り育てることなどにより、地域が一体となって子どもの安全を確保します。

さらに、学校その他子どもの教育、学習、保育等の用に供される施設における安全確保を促進します。

▶方向3 少年非行問題への対応

少年非行問題に府民一丸となって取り組むため、行政・教育・警察等の関係機関による対策会議を活用し、少年非行が多発する要因の分析、研究をさらに進めるとともに、分析結果等を踏まえ、関係機関の連携による総合的な少年非行対策を推進します。

その中で、少年サポートセンターや家庭支援総合センターをはじめ関係機関等の連携を図りながら、家庭や地域における子育て支援を充実し、子どもに社会の中で自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識させる（有用感を持たせる）など、幼少期からの長期的な視点に立った非行防止対策を推進します。

また、地域・学校等の教育関係機関・警察の連携を緊密にして、繁華街等での街頭補導活動の強化やスクールサポーターの活動充実など少年非行の発生抑止に取り組むとともに、事業所等の協力も得ながら非行少年の立ち直りを支援します。

さらに、非行等の問題を抱える少年に対して、非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）による寄り添い型支援を行うとともに、地域の民間支援団体等と連携して、少年の悩み相談や学習支援、体験活動を行う居場所を設置し、非行・再非行の防止を図ります。

▶方向4 防犯のための情報共有等

防犯への取組の必要性が広く府民に理解されるよう、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報紙など多様な方法による広報・啓発に取り組むとともに、警察が認知した犯罪発生状況等をタイムリーに提供する双方向型情報基盤の活用により、自主防犯意識の向上や事業者等の防犯対策を促進します。

さらに、防犯などの安心・安全に係る情報を府民から募るしくみを構築し、府民参加型の安心・安全なまちづくりを推進します。

▶方向5 地域における防犯性の向上

都市の開発や衰退などに伴う地域環境の変化が、犯罪を誘発・助長する面があることから、防犯性の高いまちづくりのために、街灯の設置・照度アップ、防犯カメラ等の防犯性の高い都市・地域環境の整備が必要となっています。そのため、防犯に配慮した道路、公園等の整備や防犯器具の普及を促進するとともに、大規模店舗等における防犯の取組を進めます。

▶方向6 交番・駐在所機能の充実・強化による地域防犯力の向上

女性警察官の交番への配置を増員し、女性警察官が24時間対応可能な「平安なでしこ交番」を整備するなどして地域防犯力の向上や女性被害者等への適切な対応に取り組みます。

また、交番・駐在所が地域における安心・安全の核となるよう、事件事故への迅速な対応やパトロール体制を強化するとともに、府民協働防犯ステーション活動などを通じ、行政・地域住民による自主的な活動を支援するなど、交番・駐在所機能を充実・強化します。

▶方向7 警察の防犯活動強化、地域や行政機関と連携した地域防犯力の向上

街頭犯罪や侵入犯罪等の抑止、繁華街の安全確保、子どもの安全と青少年の健全育成のための警察活動を強化するとともに、警察と行政機関、防犯関係ボランティア、事業者等との連携を強化します。

▶方向8 各種情報を活用した新たな「犯罪防御システム（仮称）」などによる犯罪予防・検挙対策

各種情報を分析して、「地図データ」や「三次元GISデータ」として活用することにより、効果的なパトロールや地域防犯活動の強化を図るなど高度な犯罪予防のしくみを導入し、犯罪予防・検挙対策を推進します。このほか、様々な分野の学識経験者等の高度な知見を活用して、犯罪発生のメカニズム等の調査研究等を行い、その研究結果に基づいた諸対策を推進します。

▶方向9 警察機能の充実・強化による検挙対策

科学捜査力を活用して捜査を高度化するほか、スマートフォン等により、府民等からリアルタイムで提供される犯罪関連情報等を犯人検挙や被害の拡大防止に効果的に活用します。

▶方向10 課題犯罪等への対応

○ 自転車盗への対応

刑法犯認知件数の2割強を占めている自転車盗は、若年層の被害が多いほか、施錠により被害リスクが大きく軽減されることから、広報啓発等により施錠の習慣付けを図るとともに、大学・学校、その他関係機関とも連携し、防犯カメラの設置や自転車登録制度の導入など、総合的な防犯環境の整備を促進します。

さらに、自転車盗は安易な気持ちで行う場合が多いことから、加害者を生まないためのマナー教育等を実施します。

○ 高齢者等が被害者となる特殊詐欺への対応

特殊詐欺等から高齢者の被害を食い止めるため、関係機関と連携し積極的な広報啓発を実施するとともに、消費生活相談員等による出張講座や出張相談など、高齢者等が相談しやすい体制を構築します。また、くらしの安心推進員や地域団体と連携した高齢者を見守る活動の支援や金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、宅配業者等との連携による被害を水際で阻止する対策など、総合的な対策を推進します。

○ 性犯罪への対応

性犯罪被害者（強姦、強制わいせつ）の内訳をみると、小学生、中学生、高校生及び大学生等で全体の5割超を占めているほか、被害の多くが夜間・深夜・明け方の時間帯に、道路や公園等の公共空間やマンション・アパート等で発生していることから、大学、学校、その他関係機関と警察の連携による被害防止対策及び広報啓発活動を進めるほか、防犯カメラや街灯の設置等、防犯環境の整備を促進するとともに、特に防犯性の高いマンション・アパートの普及を促進します。

○ サイバー犯罪やネットトラブルへの対応

違法・有害な情報の溢れるサイバー空間において、府民が加害者にも被害者にもならず、安心して安全にインターネットを利用できるよう、情報モラルの向上や犯罪被害の防止に向けた広報啓発を始めとした対策を推進します。

特に、スマートフォン等の普及に伴い、インターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれるリスクが大きい青少年に対しては、保護者や学校、行政、警察等の連携により、ワンストップ相談窓口の設置や、学校や地域など身近なところでインターネットの安全な利用についてのノウハウを広めるなど、被害に遭わないための教育や啓発を充実します。

第3章 犯罪被害者等の支援

1 基本目標

犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護されるよう、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）や第2次犯罪被害者等基本計画を踏まえながら、総合的な支援を進めます。

2 施策展開の視点

▶視点1 総合的かつ継続的な支援

犯罪被害者等が置かれた状況や事情は様々であり、必要とされる支援も、裁判等に関わるものから、生活、福祉や医療面での支援等多くの分野にわたります。さらに、時の経過とともに、求められる支援内容も変わることから、総合的で継続的な支援が必要となります。

▶視点2 地域のコミュニティによる支援

犯罪被害者等の支援については、民間活動団体やボランティア、府民協働防犯ステーション等と連携・協力するとともに、社会が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、コミュニティで支援していく必要があります。

▶視点3 犯罪被害者等の尊厳の確保

犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等の名誉やプライバシーが尊重されるよう最大限に配慮し、その尊厳を守っていく必要があります。

▶視点4 関係行政機関の役割分担と連携

国や府、市町村が適切な役割分担の下で、相互に連携・協力しながら、犯罪被害者等への円滑な支援を行っていく必要があります。

3 施策展開の方向

▶方向1 犯罪等発生直後の支援活動の充実

犯罪等が発生した直後に被害者等に対して行う病院への付き添いなど直接支援活動を適切に進めるとともに、傷害などの身体犯被害者への初診料・診断書料等の公的負担制度の充実、被害直後の一時避難場所等の確保、カウンセリングをはじめとする精神的被害の軽減や早期回復支援等の初期的被害者支援を充実させます。

さらには、（公社）京都犯罪被害者支援センターの北部拠点の設置や性被害者ワンストップ相談支援センター（仮称）の設立など、犯罪被害者等支援体制を一層充実させます。

▶方向2 福祉、医療、生活面などの総合的かつ継続的な支援体制の確立

～ 初期から中・長期にわたる支援 ～

京都府犯罪被害者サポートチームの活動の中で、当事者の心情に配慮しながら、初期の段階で警察等と連携を図り、市町村を含めた相談窓口の充実強化を進めるとともに、総合的な支援体制の構築、精神的被害からの早期回復支援、居住場所の確保、就労支援など犯罪被害者等の生活に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実強化を行い、犯罪被害者等の目線に立って、福祉、医療、生活面などを総合的に支援します。

▶方向3 民間活動団体への支援、民間活動団体と連携した支援

(公社)京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や直接支援等の活動に対する支援を行うとともに、民間活動団体等との連携により、迅速かつ的確な支援を行います。

▶方向4 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

市町村や関係機関との協働により、犯罪被害者等に対する支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等に関する府民理解の促進を図ります。

また、学校における生命の大切さ等に関する教育を推進し、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育を推進します。

第4章 計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

①「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」による推進

条例（第5条）に基づき、知事を本部長とする「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」が、犯罪のない安心・安全なまちづくりの総合的な施策を推進するための体制と位置付けられています。

この計画を推進するため、本部員がそれぞれの役割を踏まえつつ、地域の実状に応じた犯罪防止のための活動が行われるよう、地域・団体等からの意見等も踏まえ、推進本部と地域の防犯活動が結び合うよう工夫するとともに、専門家の意見も聴きながら進めていくものとします。

②京都府による計画の推進

京都府では、この計画を全庁挙げて推進するため、幅広い分野にわたる安心・安全なまちづくりのための横断的な組織として「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部庁内連絡会議」を中心にして、総合的・具体的な施策を進めていきます。

③市町村や防犯関係ボランティア・NPO等との連携

計画を推進するに当たっては、地域住民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、関係情報の入手をはじめとして市町村と緊密に連携するとともに、市町村の犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する事業の促進や情報提供などを行います。

また、自主的な防犯活動を行っている防犯関係ボランティアやNPO等の取組が一層促進されるよう、府民協働防犯ステーションを核として連携・協力を行うとともに、子育て支援など様々なNPO活動の中に防犯の視点が入り入れられるよう連携を進めます。

④「セーフコミュニティ」による推進

地域住民が主体となって取り組むセーフコミュニティの考え方に基づく地域防犯活動を支援し、安心・安全な地域づくりを総合的に進める「セーフコミュニティ」を推進することにより、地域の防犯体制の充実・強化を進めていきます。

⑤大学等と連携した推進

大学のまち京都の特性を活かし、地域社会の一員としての大学・学生の防犯活動が促進されるよう、京都府大学安全・安心推進協議会等との連携を強化します。

また、犯罪に関する科学的データ分析や新たな検討課題など、犯罪のない安心・安全なまちづくりにつながる研究を大学や学会等と連携して、継続して推進していきます。

⑥企業等と連携した推進

重要な地域の一員として地域と協働して活動していただける「京都府地域の安心・安全サポート事業所」をはじめとした企業・事業所や京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会等の団体との連携を推進します。

(2) 犯罪被害者等の支援

①「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」による推進

犯罪被害者等の支援については、京都府・京都府警察、京都市、関係行政機関・団体等で構成する「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」が中心となって、支援が充実するよう機能の強化を進めます。

②京都府による計画の推進

庁内に組織横断的な会議を設置するなどして、計画を全庁挙げて推進することとし、国と連携した総合的な施策をそれぞれの役割を踏まえて進めます。

③市町村や関係機関との連携

京都府犯罪被害者サポートチームを中心に、犯罪被害者等の支援を行っている市町村や民間活動団体をはじめとした関係団体等と連携していきます。

2 計画の具体化

(1) アクションプランによる具体化

計画の具体化に当たっては、計画に定める「施策展開の方向」を踏まえたアクションプランを策定して事業を推進します。また、年度毎の達成状況について点検を行い、必要に応じた施策の見直しなどを進めます。

(2) 犯罪のない安心・安全なまちづくり事業の進め方

犯罪のない安心・安全なまちづくりのための事業を推進するに当たっては、推進体制である「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」における方向付けの下で、各地域において、京都府をはじめとする関係機関・団体、ボランティア、NPO等が役割分担をしながら、協働して活動できるようにしていきます。

そのためには、地域団体に呼びかけていくことが大切であり、地域内の連携を図るためにも、最小単位である自治会や町内会、区などが主体となることが考えられますが、警察署長等が委嘱する防犯推進委員や、学校・PTA等が中心となることもあり、それぞれの団体が地域の実状に応じて行うことが必要です。

■参考

1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 委員名簿

区分	氏名	役職
学識経験者	藤岡 一郎	京都産業大学学長（参与、委員長）
	谷口 知弘	同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部客員教授
	成田 秀樹	京都産業大学社会安全・警察研究所 研究所員（法学部教授）
地域防犯活動等関係者	椿原 正人	京都府単位防犯推進委員協議会会長連絡会会長
	奥村 陽子	つづきグリーンレディース隊 隊長
	友田 彰夫	総合防犯設備士、 特定非営利活動法人京都府防犯設備士協会 副会長
	瀬戸 隆志	洛和会ヘルスケアシステム 介護事業部宇治事業所長
	山田 雅子	京都府民生児童委員協議会 常任理事
犯罪被害者等	富名腰由美子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター 事務局長
大学関係者	細見 知代	京都府大学安全・安心協議会 （佛教大学学生支援部学生支援課 課長）
行政関係者	芳賀 正昭	京都市文化市民局市民生活部くらし安全推進課長
	田中 秀門	亀岡市政策推進室安全安心まちづくり課長

（敬称略）

2 検討経過

	日時	会場	テーマ
第1回	7月17日 10:00～	ルビノ 京都 堀川	計画に基づく取組の現状と課題
第2回	7月29日 10:00～	ルビノ 京都 堀川	計画改定の重点に対応した取組
第3回	8月29日 10:00～	京都ガーデンパレス	計画・アクションプラン中間案
第4回	10月29日 10:00～	ルビノ 京都 堀川	計画・アクションプラン最終案

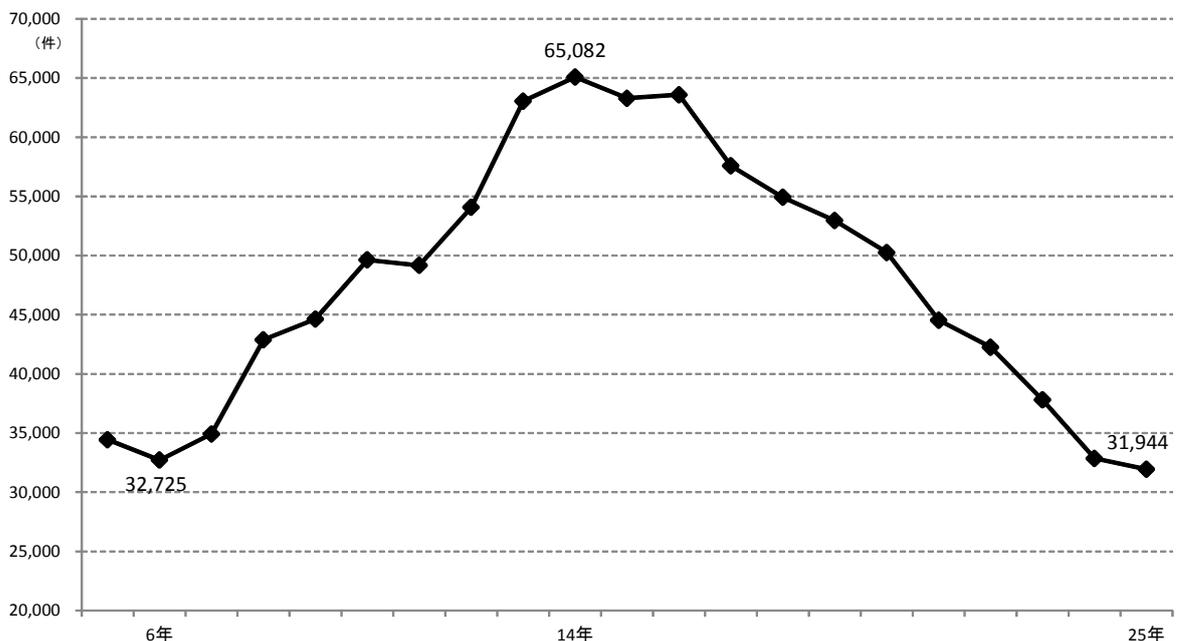
3 犯罪情勢

(1) 刑法犯認知件数等の推移

	刑法犯認知件数				人口10万人当たりの刑法犯認知件数	サイバー犯罪検挙件数
	性犯罪認知件数	自転車盗認知件数	特殊詐欺認知件数			
14年	65,082	460	11,907	-	2,463	175
15年	63,291	359	11,171	-	2,396	174
16年	63,593	329	11,858	-	2,411	169
17年	57,586	395	11,445	-	2,175	194
18年	54,932	318	12,010	-	2,078	391
19年	52,960	277	12,122	-	2,010	230
20年	50,259	310	11,972	-	1,912	225
21年	44,538	282	10,985	-	1,669	198
22年	42,258	300	10,035	-	1,603	162
23年	37,810	269	8,923	66	1,437	258
24年	32,866	315	7,359	81	1,252	313
25年	31,944	284	7,632	169	1,219	333

(注) 性犯罪とは、強姦、強制わいせつ、公然わいせつを示す。
特殊詐欺は、平成23年から統計を開始した。

刑法犯認知件数の推移



(2) 地域別（警察署別）の犯罪情勢

年別 署別	平成 14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
京都府総数	65,082	63,291	63,593	57,586	54,932	52,960	50,259	44,538	42,258	37,810	32,866	31,944
川 端	1,184	1,155	1,353	1,146	898	951	949	827	824	755	548	546
上 京	-	-	-	-	-	1,213	1,531	1,366	1,263	1,157	1,006	1,096
東 山	2,068	2,095	1,943	1,710	1,678	1,478	1,340	1,102	1,054	1,025	953	813
中 京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,606	2,438
下 京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,747	2,153
下 鴨	3,464	3,281	2,939	2,761	2,721	2,802	2,434	2,237	2,148	1,764	1,299	1,168
伏 見	5,794	6,667	5,955	5,478	5,302	5,260	4,817	4,322	4,013	3,471	3,101	3,379
山 科	5,280	4,943	5,422	4,533	4,004	3,699	3,758	3,243	3,076	2,831	2,340	2,315
右 京	3,800	3,828	3,858	3,386	3,934	3,338	3,623	3,600	3,094	3,016	2,606	2,507
南	3,277	3,156	3,063	2,987	2,868	3,012	2,562	2,309	2,430	2,097	1,771	1,716
北	-	-	-	-	-	1,798	2,321	2,152	1,914	1,597	1,353	1,399
西 京	2,722	3,163	3,190	2,905	2,808	2,723	2,636	2,395	2,270	2,081	1,747	1,513
向 日 町	4,650	3,979	3,776	3,901	2,976	2,838	2,641	2,544	2,277	2,037	1,931	1,745
宇 治	5,224	4,572	4,841	4,051	4,274	3,927	3,654	3,068	2,962	2,542	2,385	2,227
城 陽	1,673	1,516	1,388	1,240	1,204	1,183	1,086	853	948	780	697	734
八 幡	1,495	1,614	1,889	1,758	1,524	1,484	1,475	1,229	1,246	1,023	904	1,049
田 辺	1,425	1,496	1,714	1,642	1,768	1,802	1,550	1,285	1,279	1,273	1,063	1,028
木 津	2,080	1,769	1,794	1,750	1,612	1,676	1,570	1,296	1,286	1,055	954	860
亀 岡	1,989	1,826	1,591	1,574	1,396	1,349	1,391	1,122	1,050	1,089	948	856
南 丹	803	705	500	637	516	658	614	563	491	489	399	459
綾 部	603	593	509	398	388	475	421	332	282	195	184	177
福 知 山	1,867	1,514	1,580	1,405	1,390	1,269	1,203	1,067	1,030	808	684	536
舞 鶴	1,449	1,473	1,390	1,289	1,295	1,169	1,200	1,041	1,103	926	703	693
宮 津	713	737	701	518	533	398	425	325	313	253	262	249
京 丹 後	730	771	709	656	550	473	463	438	480	417	320	288
中 立 売	1,660	1,477	1,496	1,343	1,236	259	-	-	-	-	-	-
西 陣	2,481	2,102	2,066	1,664	1,778	360	-	-	-	-	-	-
堀 川	2,336	1,935	2,011	1,771	1,722	1,805	1,865	1,607	1,433	1,356	321	-
五 条	2,848	2,569	3,337	3,051	2,952	3,374	3,095	2,797	2,587	2,426	694	-
七 条	2,167	2,357	2,554	2,035	1,899	1,880	1,635	1,418	1,405	1,347	340	-
上 鴨	1,162	1,821	1,936	1,904	1,696	307	-	-	-	-	-	-
京 北	138	177	88	93	10	-	-	-	-	-	-	-

(注) 上京、北署は平成19年4月1日、中京、下京署は平成24年4月1日新設。
 京北署は平成18年3月31日、中立売、西陣、上鴨署は平成19年3月31日廃止。
 堀川、五条、七条署は平成24年3月31日廃止。